

## 西川町高等学校等就学支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「子育て世代に優しいまちづくり」の政策の一貫として、通学等就学に要する保護者負担の軽減及び定住化促進を図るため、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 対象者は、次に掲げる各号のいずれも満たす高校生等の保護者であって、西川町に住所を有する者とする。

(1)西川町に住所を有する生徒又は就学上やむを得ず西川町外に住所を有する生徒

(2)当該年度の6月1日に、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める次のいずれかに該当する学校(課程)(以下「高等学校等」という。)に在学する生徒

ア 高等学校(専攻科を除く)

イ 特別支援学校の高等部

ウ 高等専門学校(専攻科を除く)

エ 専修学校の高等課程

オ 前各号に掲げる者のほか、町長が特に認めた者

### (補助対象期間)

第3条 補助対象とする期間は、前条各号に掲げる高等学校等の正規の修業年限を上限とし、1人につき3か年間とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、通学等就学に要する費用とし、年額100,000円を交付する。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、高等学校等就学支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)を町長に提出するものとする。

### (交付決定の決定)

第6条 町長は、補助金の交付を決定したときは、高等学校等就学支援事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、申請者に通知する。

### (補助金の返還)

第7条 町長は、虚偽の申請により補助金の交付を受けたときは、既に交付した補助金の全部の返還を命ずるものとする。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年6月21日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。